

福生市いじめ防止対策基本方針

平成 27 年 3 月
福生市教育委員会
(最終改定 平成30年3月)

第1 基本方針策定の定義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

「福生市いじめ防止対策基本方針」は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第2 いじめの定義

「福生市いじめ防止対策基本方針」において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条）。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

第3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

第4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市及び学校は、日常

的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深める。

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。

いじめられた児童・生徒を守る。

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童・生徒の取組を支える。

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことのないよう、家

庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪するをもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為がやんでいること。

被害児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）がやんでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・生徒及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童・生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有及び教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童・生徒及び加害児童・生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

第5 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11

日 文 部 科 学 大 臣 決 定) 」 及 び 「 福 生 市 い じ め 防 止 対 策 基 本 方 針 」 を 参 酌 し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめ防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい、及びいじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見、事案対処のマニュアルの実行、定期的又は必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研の実施等）に係る達成目標を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページなどで公開し、入学時又は各年度の開始時に児童・生徒、保護者又は関係機関に説明する。

2 組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ対策委員会を置く（法第22条）。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ア 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- イ いじめに関する授業、弁護士等を活用した法教育等の道德教育や人権教育を推進し、いじめに向かわない態度又は能力の育成
- ウ 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- エ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- オ 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- カ 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携及び協力
など

(2) 早期発見

- ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進
- イ 学級担任等による日常的な子どもへの声かけと様子の観察及び定期的な個人面談の実施

- ウ 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- エ 保健室、相談室等の利用、電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- オ スクールカウンセラーによる全員面接の実施（小5・中1）
- カ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

など

(3) 早期対応

- ア いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- イ いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保
- ウ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- エ 教育的配慮の下、き然とした態度によるいじめた児童・生徒への指導
- オ いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- カ 保護者への支援又は助言
- キ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ク 関係機関、専門家等との相談及び連携
- ケ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

など

(4) 特に配慮が必要な児童・生徒への対応

- ア 発達障害を含む、障害のある児童・生徒
- イ 海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒
- ウ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童・生徒
- エ 東日本大震災等の災害により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒

上記の児童・生徒を含め、特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) 重大事態の対処

- ア いじめられた児童・生徒の安全の確保
- イ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ウ 関係機関、専門家等との相談及び連携
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察との連携
- オ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は教育委員会が行う調査への協力

カ 重大事態発生についての教育委員会又は市長への報告
キ 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力
など

第6 教育委員会における取組

1 福生市サポート会議（いじめ問題対策連絡協議会）

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、福生市子ども家庭支援センター、福生警察署その他の関係者により構成される福生市サポート会議において、法第14条に規定するいじめ問題対策連絡協議会の役割を担うものとする。

主な所掌事項は、次のとおりである。

- (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (3) その他、いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

2 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 啓発活動

ア いじめの防止のための広報を適宜実施する。

イ 6月のふれあい（いじめ防止強化）月間において、「いじめ防止標語」を全小中学校で取り組む。

ウ 1年に1回、「児童・生徒によるいじめ防止に係る取組」を実施する。

(2) いじめアンケートの実施

毎年6月、11月、2月の年3回、市内全小・中学校で「いじめアンケート」を実施し、いじめの実態把握を行うとともに、早期発見及び早期対応を図る。

(3) 相談体制の整備

教育相談室やスクールカウンセラーによる、来室、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒、その保護者等に周知する。

(4) 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、教育センターにおける臨床心理士の確保等の必要な措置を講じる。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒及びその保護者に対する啓発活動を行う。

(6) いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その成果を普及する。

など

第7 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条により、教育委員会及び学校は次のいずれかに該当する場合、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たるものとして調査に当たる。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）。

「いじめにより」とは、同条第1項に規定する児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断する。例えば、

ア 児童・生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

同項第2号の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、欠席している日数にかかわらず、いじめを受けた児童・生徒の状況等に応じて、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する場合もある。

また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。児童・生徒又はその保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告

第7の1（1）又は（2）により重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断したときは、学校は直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

3 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項により、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

調査対象となる児童・生徒への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。）。

4 調査を行うための組織

学校の調査は、学校いじめ対策委員会が主体となり調査を行う。教育委員会及び市長は、次のように組織を設置する。

（1）福生市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態が発生した際に、次に掲げる事項について調査審議するため、福生市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、調査した結果を教育委員会に報告する。また、対策委員会は福生市サポート会議との円滑な連携の下に、いじめの再発防止等のための対策を実効的に行うようにする。

主な所掌事項は、次のとおりである。

- ア 市が設置する学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査
- イ 重大事態への対応策
- ウ いじめの再発防止策

（2）福生市いじめ問題調査委員会の設置

学校で重大事態が発生し、法第30条第1項により教育委員会又は学校

が調査した結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長の調査機関として福生市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

5 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではない。学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

6 被害児童・生徒、保護者等に対する調査方針の説明事項

調査実施前に、被害児童・生徒及び保護者に対して次の(1)から(6)までの事項について説明する。説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、調査委員会が行う場合が考えられるが、状況に応じて、市長又は教育委員会が適切に主体を判断する。

(1) 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事又は刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

(2) 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童・生徒及びその保護者に対して、調査組織の構成について説明する。調査組織の人選については、公平性及び中立性が担保されていることを説明する。

説明を行う中で、被害児童・生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性、公平性及び専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、教育委員会及び学校は調整を行う。

(3) 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童・生徒及びその保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示す。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、あらかじめ被害児童・生徒及びその保護者に対して説明する。

(4) 調査事項（いじめの事実関係・教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聞き取り等をする児童・生徒・教職員の範囲）

あらかじめ重大事態の調査の事態において、どのような事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする児童・生徒及び教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童・生徒及びその保護者に対して説明する。その際、被害児童・生徒及びその保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取る。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、市長による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する。

なお、調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかになった段階で、適切に説明を行う。

(5) 調査方法（アンケートの様式、聞き取り方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を、被害児童・生徒及びその保護者に対して説明する。説明した際、被害児童・生徒及びその保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。

(6) 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童・生徒及びその保護者に対して、どのような内容を提供するのか、あらかじめ説明を行う。

被害児童・生徒及びその保護者に対し、あらかじめ個別の情報の提供については、福生市個人情報保護条例（平成6年条例第41号）に従って行うことを説明する。

被害児童・生徒及びその保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、あらかじめ情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、あらかじめ説明する。

調査票を含む調査に係る文書の保存について、福生市文書管理規程（平成10年訓令第5号）に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明する。

加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、あらかじめ被害児童・生徒及びその保護者の同意を得ておく。

調査を実施するに当たり、上記(1)から(6)までの事項について、加害児童・生徒及びその保護者に対しても説明を行う。その際、加害児童・生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。

7 外部に説明を行う際の対応

記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝える（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を得るよう努める。）。

8 自殺事案における他の児童・生徒等に対する伝え方

自殺の事実を他の児童・生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得るよう努める。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が「嘘をつく」と児童・生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。

いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童・生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校で統一する。

9 その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒その他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめの加害児童・生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童・生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

自殺の背景調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

10 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、第7の6(6)に基づき、いじめの被害児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童・生徒及びその保護者に改めて確認にした後、加害者側に対する情報提供を行う。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童・生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 加害児童・生徒、他の児童・生徒等に対する調査結果の情報提供

学校又は教育委員会は、第7の6(6)に基づき、いじめの加害児童・生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童・生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童・生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(3) 調査結果の報告

重大事態の調査結果を示された学校及び教育委員会は、調査結果及びその後の対応方針について、市長に対して報告し、説明する（法第30条）。その際、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議においても議題として取り扱うことも検討する。

調査結果を市長に報告する際、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

第8 その他

市は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。